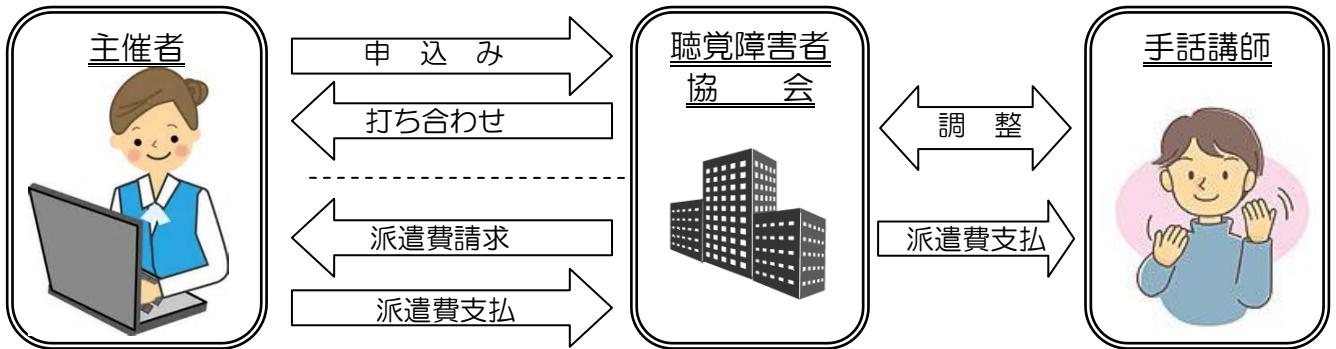


# 手話講師派遣のご案内

お住まいの地域や職場、各種団体に対して、手話講師を派遣します。  
鳥取県では、平成25年10月8日に鳥取県手話言語条例が制定されました。  
手話は、ろう者にとって大切な言語です。ぜひこの機会に手話を学んでみませんか。  
※鳥取県手話学習会開催事業費等補助金が対象となる場合があります。



## 申し込みたいときは



### ①申し込み方法

別添「手話講師派遣申込書」に必要事項を記入の上、実施15日前までにFAXまたは郵送または来所にてお申し込みください。申込み後、日時・場所・内容・受講者数などを確認させていただきます。その他、当日の待ち合わせや講習環境（会場の状況・機材等）の確認もさせていただきます。

### ②講師の人数について

受講者数によって、講師の派遣者数を調整させていただきます。  
講師は、ろう者と聞こえる人を1組として派遣します。  
なお、講義時間が長くなる場合は人数を増やすこともあります。  
例：20～30人の受講者の場合は講師を2名派遣します。（相談に応じます）

## 費用等について ～一人当たりの料金です～

料金	講師	3,000円 / 1時間（その後は1,500円 / 30分とします。）
旅費	実費（公共交通機関で換算）	
備考	1) 上記時間は講習時間とします。 2) 主催者の事情によって上記を適用できない場合は、主催者との協議の上で決定します。	

## 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会 (鳥取県西部聴覚障がい者センター)

〒683-0845  
米子市旗ヶ崎6丁目19-48 堀田ビル1階  
TEL: 0859 (30) 3659  
FAX: 0859 (30) 3660

